

青森市立浪岡中学校 学校いじめ防止基本方針

青森市立浪岡中学校

校長 笹 弘道

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

本校では、平成28年、自殺により大切な生徒の命を失った。自殺の主要な原因はいじめであると考えられる。それは現職員においても決して忘れてはならないことである。そして、現在においても、御家族の胸中いかばかりかとお察ししております。学校は、子ども達が未来の夢を育み、その実現のため、社会に生きる基礎・基本となる生きる力を育む場であるとともに学ぶ仲間と励まし合い、競い合い、認め合う中で自分が磨かれ成長していく。人と人とが望ましい関わり合いをすることが学びの前提であり、子ども達の健全な成長において、我々職員の力が及ばなかったことが誠に遺憾でならない。そして、このようなことを二度と起こさないことを職員一同強く胸に刻んでいる。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ防止対策推進法を策定し、国としての指針を示した。その内容の中で、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、情操、規範意識及び道徳的実践力を養い、自尊心を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が、明らかにされている。校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めなければならない。

教育基本法にあるとおり、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされている。いじめは、その教育の目的の根幹、国の礎を揺るがすものでもある。誰もが不幸になってしまういじめを、学校関係者は断じて許してはならない。国民全ての幸福のために、いじめの根絶に全精力をかたむけなければならない。

学校は、あらゆる場面において生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。伝統と地域環境に包まれたこの浪岡中学校の教育の推進者である私達は、子供達にとってかけがえのない人生を生きる力の育成と地域社会を支える人材育成への貢献が期待されているのである。全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように、「いじめは誰にも起こり得る」という危機感を持って常に生徒に接するとともに、教員相互の情報交換を密にし、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」という認識を生徒も教師も持つことが前提である。きちんとやっている人が損をするような学校であってはならない。自分の学校に誇りを持ち、学校、先生、仲間を自慢できる生徒が目指すべき生徒像でもある。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていきたいと考える。

2 いじめとは

(1) いじめの基本認識

- ①いじめは人間として絶対に許されないという強い意識をもつこと。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、親身になって指導を行うこと。
- ③いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ④関係者が一体となって取り組む必要があること。
- ⑤いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であること。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法から）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの構造

- ①被害者：いじめられている生徒
- ②加害者：いじている生徒（いじめを指示した生徒）
- ③観衆：いじめをはやしたてたり、面白がったりしている生徒
- ④傍観者：見て見ぬふりをしている生徒

(4) いじめの態様

- ①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④パソコンや携帯電話で、誹謗中傷などをされる。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- ⑥その他

(5) いじめの背景

①学校

- ・生徒と教師の関係が希薄になっている。
- ・学校におけるルールがきちんとしていないか、守られていない。

②生徒の心理

- ・不平や不満、いらだち、ストレスをいじめによって解消する。
- ・自尊心の傷つきをいじめで癒す。
- ・自己中心的な傾向にある。
- ・我慢する力の不足

③家庭

- ・基本的な生活習慣が身に付いていない。
- ・親子間で心を通い合わせる場面が少ない。
- ・家庭が「やすらぎの場」になっていない。
- ・躰や規範意識が身に付いていない。
- ・過保護・過干渉

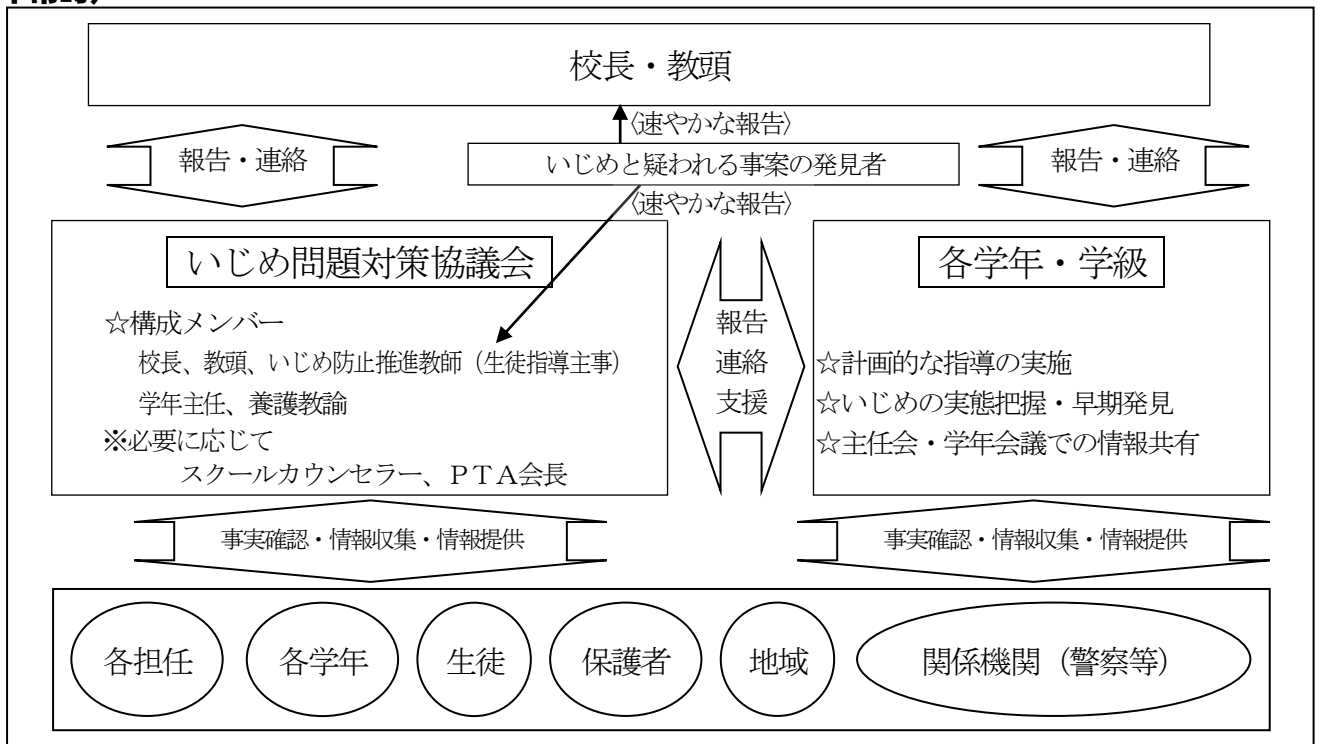
④地域社会

- ・地域の教育力が低下している。
- ・地域の中に悪を見逃す場所や雰囲気がある。

⑤社会全体

- ・異質なものを排除しようとする傾向がある。
- ・大人のモラルを欠いた行動等が悪影響を与えている。

3 校内体制 (平常時)



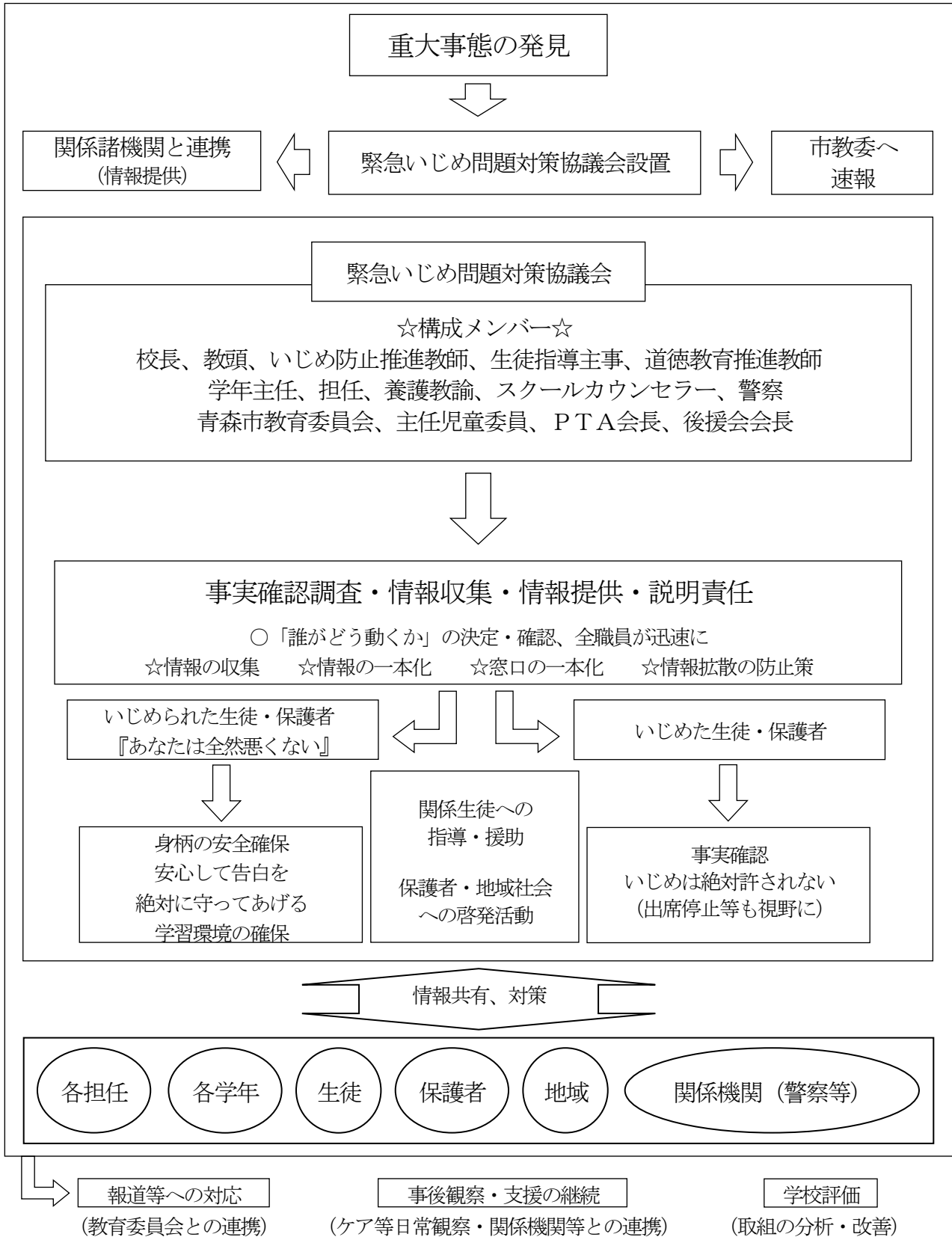
※「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

(継続して情報交換・援助)

(日常観察・スクールカウンセラー等との連携)

(取組の分析・改善)

(重大事態発生時)



※重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般生徒等のメンタルヘルスのケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

4 いじめの未然防止について

- (1) コミュニケーション
 - ① 生徒と一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、孤独感を与えない。
 - ② 学級の中に居場所をつくり、存在感を味わわせる。
- (2) 望ましい雰囲気づくり
 - ① 教師と生徒、生徒と生徒の望ましい人間関係づくりに努める。(学級経営の充実)
 - ② 生命尊重、人間尊重、個性の尊重の育成などに努める。(道徳の充実)
 - ③ 生徒の活動により、自ら思いやりの気持ちを育てる。(特別活動の充実)
- (3) 意欲を持たせる
 - ① 成就感を味わわせる。
 - ② 認める。
- (4) 社会的能力を育てる
 - ① 自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる。
 - ② 相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる。
- (5) 協同指導体制づくり
 - ① 教師間の情報交換。
 - ② 日常的ないじめに関わる教師の指導体制。(生徒・保護者への周知)
- (6) 保護者との信頼関係づくり
 - ① 安心して相談できる信頼関係をつくる。
 - ② 早い時期に、懇談会や面談など、保護者との情報交換や意見交換の場を設ける。

5 いじめの早期発見について

- (1) 学校でのいじめのサインを見逃さない。(側に誰も行きたがらない。休み時間に一人でいることが多い。授業中、誤答に対して皮肉、笑い声が起こる等。)
- (2) 生徒の実態把握に努める。(いじめアンケート調査。個人面談。日常観察。生活ノートやまなみの記録。心理テスト等。)
- (3) 教師間の情報交換に努める。(日常的な情報交換。職員会議や学年会議での話題。保健室、相談室、部活動顧問からの情報等。)
- (4) 家庭や地域でいじめのサインを見逃さない。(登校を渋る。転校を言い出す。友達や先生を批判する。いらいらする。服が汚れている。学校の話をしなくなる等。)
- (5) 生徒に関する情報をいじめ防止推進教師に集約し、仕分け、いじめ問題対策協議会で組織的に判断する。(カンファレンスへの情報集約。定例会。)

6 解決に向けた対応について

- (1) いじめの発見・報告の方法(青森市いじめ解決に向けたフロー図より)
 - ① 発見者はすみやかに、どんな些細なことでも「学年主任」「生徒指導主事」「いじめ防止推進教師」「校長・教頭」に報告する。
 - ② 校長・教頭の指導助言のもと、情報収集・事実確認を行い、いじめ問題対策協議会の検討を受け、『事実関係なし』または『いじめの事実確認』なのか判断する。(最終判断は校長)
 - ③ 『いじめの事実確認』と校長・教頭が判断した場合、被害者に寄り添うことができる者(学担・顧問等)がいじめ対応報告シートを作成し、記録を残していく。
- (2) いじめ対応報告シートの使用
 - ① H28.10.14 の青森市教育委員会指導課からのメール「いじめに係る報告書について」に添付されている「いじめ対応報告シート」をダウンロードして使用する。
 - ② 事実確認できたことを時系列に沿って「いつ」「誰が」「誰に対して」「何をしたのか」が残るようにする。
 - ③ 作成した文書名を本人の名前と最初に作成した月日にし、保存する。
 - ④ 「いじめ対応報告シート」は作成時・記述を追加した時「学年主任→生徒指導主事→起案(教務→教頭→校長)」

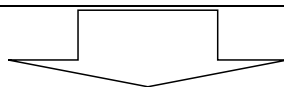
の順に点検・確認し、青森市教育委員会指導課への報告にも利用する。

- ⑤ 「いじめ対策報告シート」をもとに主任会、学年会議、いじめ問題対策協議会で状況確認を行う。
 - ⑥ 「いじめ対策報告シート」をもとに、いじめ防止推進教師は毎月5日までに「いじめの状況報告書」を作成し、青森市教育委員会指導課へ報告を行う。（いじめが解消した場合は、「いじめの状況報告書」に合わせて記載し提出する。その際、「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」、「被害者が心身の苦痛を受けていない」ことが条件である。
- (3) 「いじめと考えられる事案（けんかやトラブル等を含む）への対応」と記録の保管

いじめと疑われる事実の発見	【いじめ防止対策推進法 第16条】
・発見者は主任、生徒指導主事、いじめ防止推進教師、校長・教頭に報告の上、校長・教頭の指導助言のもと、情報収集・事実確認を行う。	
・カンファレンスの月日ごとのものに簡単な事実を記入。	
・事実確認を行った内容は「月日ごとのカンファレンス」または「記録保管の様式」に入力し、カンファレンスの学年フォルダに保存する。	
・事実確認の内容について保護者にも連絡する。	



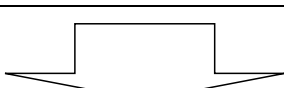
事実確認に基づくいじめの認知	【いじめ防止対策推進法 第2条 第23条】
・校長・教頭の適切な指導助言のもと、情報収集・事実確認を行い、『事実関係なし』または『いじめの事実確認』なのか判断する。	
・『いじめの事実確認』と判断した場合、被害者に寄り添うことができる者（学担・顧問等）が「いじめ対応報告シート」を作成し、記録を残していく。	
・被害者、加害者の保護者にも連絡をする。	



初期対応及び報告	【いじめ防止対策推進法 第23条】
・校長・教頭の適切な指導助言のもと、いじめ解消に向け取り組む。	
・「いじめ対応報告シート」に初期対応を記入し、校内起案後、青森市教育委員会指導課への報告にも利用する。	



経過観察及び報告	【いじめ防止対策推進法 第23条】
・校長・教頭の適切な指導助言のもと、いじめ解消に向け取り組む。	
・一定の解消が図られたが継続支援中と判断したものは、主任会、学年会議、いじめ問題対策協議会で継続して扱う。	
・「いじめ対応報告シート」には毎月のアンケートへの回答や本人及び保護者とのやりとりを記録していく。	
・「いじめ対応報告シート」をもとに主任会、学年会議、いじめ問題対策協議会で状況確認を行う。	
・「いじめ対応報告シート」をもとにいじめ防止推進教師は毎月5日までに「いじめの状況報告書」を作成し、青森市教育委員会指導課へ報告を行う。	



いじめの解消

「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」、「被害者が心身の苦痛を受けていない」の2要件を確認。

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時
- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安・一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手）

(2) 学校設置者が、重大事態の調査の主体を判断

【学校が調査主体の場合】

解決に向けた流れ	関係者等
①重大事態の調査組織を設置	・組織の構成は、専門的な知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。
②調査組織で事実関係を明確にするための調査実施	・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実確認を速やかに調査する。
③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供	・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）。 ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者に説明する。
④調査結果を学校の設置者に報告	・いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
⑤調査結果を踏まえた必要な措置	

【学校の設置者が調査主体の場合】

設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力

8 年間計画

月	内 容	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会 (新年度情報交換、職員に対する学校いじめ防止基本方針の周知) ・登下校指導の強化 ・オリエンテーション集会 (いじめ防止集会、思いやり集会を含む) ・学活（いじめの理解と決意） ・いじめアンケートの実施 ・標準学力検査 ・知能検査 ・学校いじめ防止基本方針の周知（第1回PTA） ・主任児童委員との情報交換 ・自宅確認 ・春の地域ボランティア 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・小中学級担任連絡会（校内授業参観を含む） ・思いやり集会の実施 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会での縦割り応援活動 ・主任児童委員との情報交換 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・主任児童委員との情報交換 ・生活リズム調べ ・市中体連夏季大会開会式へ向けた応援・行進練習 ・教育相談事前調査 ・教育相談 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・三者面談 ・子供の祭典ボランティア協力 ・主任児童委員との情報交換 ・学校いじめ防止基本方針の評価 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・生徒指導研修会（生徒に関する情報交換等） ・長期休業明け前後の心身の健康観察に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ※生活（健康）アンケートの実施 ※教育相談の実施 ・休み明け道德の実施 ・登下校指導の強化 ・思いやり集会の実施 ・主任児童委員との情報交換 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・生活リズム調べ ・主任児童委員との情報交換 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・主任児童委員との情報交換 ・縦割り合唱練習 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・学活の授業参観（話し合い活動） ・主任児童委員との情報交換 ・生活リズム調べ ・教育相談事前調査 ・教育相談 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・三者面談 ・主任児童委員との情報交換 ・学校いじめ防止基本方針の評価 	・学校評価と共に実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・生徒指導研修会（生徒に関する情報交換等） ・長期休業明け前後の心身の健康観察に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ※生活（健康）アンケートの実施 ※教育相談の実施 ・休み明け道德の実施 ・登下校指導の強化 ・生活リズム調べ 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員との情報交換 ・思いやり集会の実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・新入生説明会 ・主任児童委員との情報交換 ・来年度の学校いじめ防止基本方針の改訂 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・主任児童委員との情報交換 ・新入生に関する小学校との情報交換 	

9 評価（4＝大変良い 3＝おおむねよい 2＝やや問題がある 1＝大いに問題がある）

項目	番号	チェックポイント	評価
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に、一致協力体制を確立して実践にあっているか。	
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教育指導	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。	
	5	学校全体として、校長を始め各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	6	道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	7	学級活動や生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。	
	8	生徒に幅広い生活体験を積みせたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図ったりしているか。	
	9	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。	
	10	いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導の他、さらには出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	11	いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
	早期発見 ・ 早期	13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
14		生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。	
15		いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。	
16		生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。	
17		いじめについて訴えがあった時には、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠	

対応		蔽することなく、的確に対応しているか。	
	18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
	19	校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
	20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
	21	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が図られているか。	
	22	生徒等の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき、適切に取り扱われているか。	
家庭 ・ 地域 社会 との 連携	23	学校におけるいじめへの対処方法や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。	
	24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
	25	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力して、その解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	
	26	P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。	

〈参照〉

- ・「『学校いじめ防止基本方針』策定参考資料」平成25年12月26日
青森県教育委員会主催「学校いじめ防止基本方針」の策定等に係る説明会で使用
- ・「いじめ対応マニュアル」平成25年12月 青森市教育委員会作成
- ・「いじめ事案への対応フロー図」平成28年10月29日
- ・「青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針」平成29年12月改訂版